

## 1 1. 会員の退会・退職給付金の請求

- ・退会者があるときは、退職後 20 日以内に「共済会会員退会届兼退職給付金請求書（以下「退職届兼請求書」）」（様式第 6 号）に必要事項を記入のうえ、共済会へ提出してください。
- ・在会期間が 1 年未満の場合は、退職給付金は支給されませんので、請求欄の記入は不要です。
- ・在会期間が 1 年以上の者（退職金給付のある方）が退会した場合は、請求欄に必要事項を記入のうえ、速やかに共済会へ提出してください。
- ・実会員期間が 20 年以上ある場合、受け取り方法が一時金と年金の選択ができます。

### 【記入項目の説明】

記入例を参考に、次のとおり記入してください。

事業所番号	事業所番号を記入してください。
会員番号	会員番号を記入してください。
会員氏名	会員の氏名を記入してください。 * 氏名変更は P12 参照
性別	該当する箇所にレ印を付けてください。
生年月日 入会年月日	正確に記入してください。
退会年月日	退会した年月日を記入してください。 ※退会した月の在籍日数（注 1）が 10 日未満の場合、掛金は発生せず、会員期間に算定されません。 ※在職中に死亡の場合、亡くなられた日になります。
退会理由	該当する番号にレ印を付けてください。 ※[退会理由]（P26）を参照のこと
退職給付金受給資格の有無	有無にレ印を付けてください。
<b>■ 請求欄</b>	
氏名	受取者の氏名を記入してください。 * 氏名変更は P12 参照
受取者区分	該当する箇所レ印を付けてください
郵便番号 住 所	郵便番号を記入してください。 受取者への通知書送付先住所を記入してください。
振込先（受取） 金 融 機 関	金融機関名(フリガナ)、店舗名(フリガナ)、預金種目、口座番号、口座名義人(フリガナ)をご記入ください。
1 月 1 日の住所 (源泉徴収票に記載されます)	退職される年の 1 月 1 日時点の受取者の住所を記入してください。（現住所と同じ場合は「同上と記載してください。」

（注 1）在籍日数とは、籍のあった日数のことであり、休日や欠勤日なども含んだ日数です。

※会員（退職者）が亡くなられた場合は P28 をご覧ください。

※実会員期間が 20 年以上の場合は、P29「退職年金について」をご覧ください、請求欄の最下段[退職給付金請求区分]の欄にご記入ください。

共済会会員退会届 兼 退職給付金請求書

一般財団法人 愛知県民間社会福祉事業職員共済会(共済会ゆき)

提出日 2023年 4月 25日

一般財団法人 愛知県民間社会福祉事業職員共済会理事長殿

次の通り会員が退会しましたので退職給付金を請求します。  
 なお、退職給付金は下記受取者口座にお支払いください。

事業主名 又は 事業所名	社会福祉法人 〇〇会 〇〇保育園
所在地	名古屋市〇〇区1丁目2番地3  (電話番号) 052 - 1*3 - 45*7
代表者名	共済 太郎 (印)

事業所番号	会員番号
1 1 1 1 0 0 1	1 3 2 1 0

会 員 氏 名	性別	生 年 月 日			入 会 年 月 日			退 会 年 月 日			退 会 理 由		給付の有無 (注1)										
		年号	年	月	日	年号	年	月	日	年号	年	月		日	普通退職	事業主の解散	懲戒免職	業務上の傷病	脱会	死亡	業務上の死亡		
愛知 春男	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	4	7	0	9	2	8	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	0	7	0	4	0	1	令	0	5	0	3	3	1	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

(注1) 給付の有無:有の場合、受取者以下も記入してください。

■請求欄

受取者	氏名 (フリガナ) アイチ ハルオ	愛知 春男 (印)	受取者区分	<input checked="" type="checkbox"/> 1:退職者本人 <input type="checkbox"/> 2:相続人 (注2) <input type="checkbox"/> 3:遺族	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	続柄	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年	月	日
	住所 送金通知書送付先	郵便番号	(フリガナ) ナゴヤシ マルマルク マルマル1-23	名古屋 〇〇区 〇〇1-23								

金融機関	振込先(受取)金融機関名	(フリガナ) ミツシスミトモ	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 農業協同組合	<input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 労働金庫	支店名	(フリガナ) ナゴヤ	名古屋	支店
	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号(百づめで記入)	1 2 3 6 7 8 9	口座名義人	(フリガナ) アイチ ハルオ	愛知 春男	

(注2) 2: 相続人: 退職後に亡くなられた場合  
3: 遺族: 在職中に亡くなられた場合

退職日の属する年の1月1日の住所(注3)	郵便番号	(フリガナ) 同上
----------------------	------	-----------

(注3) 上記と同じ場合「同上」と記入

■実会員期間が20年以上の場合は、下記退職給付金請求区分にご記入ください。

一時金選択割合(注4)	<input checked="" type="checkbox"/> 100% <input type="checkbox"/> 100%以外	(注4) 実会員期間が20年以上かつ一時金選択割合100%以外の場合、年金選択割合以降も記入してください。	年金選択割合	<input type="checkbox"/> 100% <input type="checkbox"/> 75%(一時金25%)	<input type="checkbox"/> 50%(一時金50%) <input type="checkbox"/> 25%(一時金75%)	年金支給年数	<input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 15年
-------------	---	---	--------	---	--	--------	---

- 注意！**
1. 退職給付金の請求は、会員が退会した日から速やかに行ってください。
  2. 退会届が正確に提出されないと、掛金請求が停止しないので、ご注意ください。
  3. 退会理由（チェック欄）は、事業所と職員と同意のうえでご記入ください。  
なお、訂正には、事業所と本人の訂正印が必要になります。
  4. 退職給付金は、退職者本人死亡の場合を除き、本人名義の口座に振り込むこと  
になっています。  
「会員氏名」「受取者氏名」「振込先（受取）口座名義人」の3か所は、必ず同一氏名を記入してください。一か所でも異なると支給手続きがなされません。  
※会員本人の死亡により遺族や相続人が請求する場合があります。  
※氏名変更の場合、\*退会後の氏名変更(P27)を参照ください。
  5. 実会員期間が20年以上の場合は、退職年金が選択できますので、「退職給付金請求区分」の欄もご記入ください。  
※年金を選択した場合、所定の「個人番号届」等の必要書類を添付してください。
  6. 退職給付金を受け取る権利は、会員の退会日から5年経過すると、時効によって消滅します。

書類に不備があると、支給時期が遅れる原因となりますので、上記事項を正確に記入し、提出前に再確認してください。

## 退会理由

第1号退会 ▪ <b>普通退職</b> 下記以外の退職理由（結婚、定年、転職、等を含みます。）	「 運 営 規 程 第 2 3 条 」
第2号退会 ▪ <b>死亡</b> ▪ <b>事業主の解散</b> （事業所が廃止されても事業主が存続する場合は含みません。）	
第3号退会 ▪ <b>業務上の疾病</b> （職務起因の傷病退職） ▪ <b>業務上の死亡</b> （職務起因の死亡退職）	
※労災認定が必要です。	
▪ <b>脱会</b> （別記「会員の脱会」P30 参照）	[運営規程第9条]
▪ <b>懲戒免職</b> （懲戒免職及び懲戒解雇または、禁固以上の刑に処せられたとき、退職給付金を給付しません。）	[運営規程第25条]

※退職理由が[普通退職]以外の場合、それぞれ添付書類が必要となります

## \* 退会後の氏名変更

### ・ 振込口座の名義変更

- ・ 退職給付金は、死亡退職や口座凍結等の場合を除き、本人名義の口座に振り込むことになっていきますので、退職届兼請求書の「会員氏名」「受取氏名者」「振込先口座名義人」の3か所は、必ず同一であることが必要です。  
一か所でも異なると支給手続きがなされませんので、注意してください。
- ・ 退職する会員が結婚等で氏名を変更する場合、手続きは次のいずれかとなります。
  - (1) 氏名を変更しないで、全て旧氏名（会員台帳に登録された氏名）で手続きする。  
退職給付金の支給後に、金融機関の名義変更等を行う。
  - (2) 会員の氏名等の変更（P12 参照「共済会会員変更届」（様式第 10 号））を提出したのち、全て新しい氏名で手続きする。

## \* 添付書類が必要な場合

※共済会事務局にお問い合わせください。

下記による場合は、「退会届兼退職金給付請求書」（様式第 6 号）のほか、次に例示する書類をご用意ください。

### 【例】

会員の死亡によるもの	死亡診断書および戸籍（除籍）謄本等（P28 参照「遺族・相続人による請求について」）
事業主の解散によるもの	・ 事業主（法人）解散に関わる理事会・評議員会の議事録の写 ・ 所轄庁に提出した法人解散の申請書（受理印付） ・ 所轄庁の解散承認（承認通知） 等
職務上の疾病によるもの （業務上の傷病により障害の状態になったことによる退職）	その原因、経過等を明らかにした第三者機関および事業主の証明書 * 具体的には、労災保険の適用を受ける者であるとき、障害保障給付または傷病保障年金の支給決定通知書（写し）および事業主が発行する事情説明書及び障害厚生年金の受給を証する書類または障害の程度が厚生年金保険法第 47 条第 2 項に規定する障害等級に該当することの医師の診断書等となります。
職務上の死亡によるもの	その原因、経過等を明らかにした第三者機関および事業主の証明書、死亡診断書、戸籍（除籍）謄本等（P28 参照「遺族・相続人による請求について」） * 具体的には、退職した者が労災保険の適用を受ける者であるときは、葬祭料の支給決定通知書（写）および死亡診断書、事業主が発行する事情説明書、死亡診断書、戸籍（除籍）謄本等となります。
懲戒免職	解職通知、など
退職金で年金を選択した	・ 所定の「個人番号届（確定給付企業年金）」 ・ 本人確認の必要書類

**\* 遺族・相続人による請求**

※共済会事務局にお問い合わせください。

**「退会届兼退職給付金請求書」（様式第6号）の記入について**

- ・請求欄の受取者区分については、下記のとおりです。
  - ・相続人 = 退職後に亡くなられた場合
  - ・遺族 = 在職中に亡くなった場合
- ・相続人や遺族の方が請求される場合、請求される方の性別、続柄、生年月日もこ記入ください。

**注意！**

- ・退職給付金の請求者が、遺族の場合、「退会届兼退職給付金請求書」（様式第6号）と死亡診断書等の添付書類のほか、戸籍（除籍）謄本等として、次に例示する添付書類が必要になります。
- ・受給権者については、優先順位がありますので、注意してください。
- ・同順位の遺族が2人以上あるときは、同順位の遺族の中から代表者を定めて、請求していただきます。

**【例】** 次に例示する書類をご用意ください。

順位	受給権者		別途必要な添付書類
1	配偶者		戸籍（除籍）謄本
	届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者		①事実上婚姻関係と同様の事情にあった事実を明らかにすることができる書類 ②その者より先順位の遺族がないことを明らかにすることができる書類。
2	生計維持関係あり	子	①その者より先順位の遺族がないことを明らかにすることができる書類。 ②会員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたことを明らかにすることができる書類 ③退職給付金の給付を受けるべき遺族に同順位者が2名以上あるときは、退職給付金の正当請求人であることを証する書類
3		父母	
4		孫	
5		祖父母	
6		兄弟姉妹	
7		その他の親族	
8	生計維持関係なし	子	①その者より先順位の遺族がないことを明らかにすることができる書類。 ②退職給付金の給付を受けるべき遺族に同順位者が2名以上あるときは、退職給付金の正当請求人であることを証する書類
9		父母	
10		孫	
11		祖父母	
12		兄弟姉妹	

## \* 退職年金について

- ・ 共済会の会員期間が 20 年以上の方は、退職給付金（一時金）と退職年金のいずれかを選択することができます。
- ・ これらは一定割合で組み合わせ（一部選択）もできます。  
ただし、一部選択ができるのは退会時のみです。

### (1) 退職年金の給付年数と年金現価率

退職年金の給付年数と年金現価率は、次のいずれかです。 退会時に選択します。

給付年数	保障期間	年金現価率
5 年間	5 年	55.57094
10 年間	10 年	103.50692
15 年間	15 年	144.85692

### (2) 一部選択の割合

一定割合で組み合わせる場合の割合は次の 3 通りです。

一時金		年金
25%	+	75%
50%	+	50%
75%	+	25%

### (3) 退職年金の計算式

$$\frac{\text{平均標準給与月額 (退会時過去 1 年間の平均)}}{\text{年金現価率}} \times \text{乗率} = \text{退職年金月額}$$

### (4) 年金の給付時期

年金の給付時期は、毎年 6 月、9 月、12 月、3 月に、それぞれその前月分までを各月 1 日に支給します。（1 日が休日等の場合は翌営業日）

### (5) 年金の一時払い

年金を受給中に、残りの年金を一時払いに変更し、一括で受け取ることもできます。  
この場合の一時金の額は、退職年金規程に基づき計算されます。

- 注意！**
1. 乗率は、退会理由（P26 参照）によって異なります。
  2. 受給する年金には所得税が課税されます。
  3. 支払総額から加入者拠出金（本人掛け金相当分）を控除した額が課税対象額となり、源泉徴収されます。

※ 年金を選択した場合、所定の「個人番号届（確定給付企業年金）」と本人確認の必要書類を添付してください。

※ 提出にあたっては、簡易書留等の送信記録がわかる方法で送付してください。

※退職年金を受けることができる会員または退職年金受給権者が死亡した場合は、遺族・相続人が遺族年金を受給することができます。

## \* 会員の脱会

会員の「退会」と「脱会」の違いは？

- ・会員の「退会」とは、
  - ①会員が死亡・退職または有給常勤職員でなくなったとき [運営規程第8条]
- ・会員の「脱会」とは、
  - ①他の制度への加入など事業主の都合により共済会をやめるとき
  - ②会員の意思により共済会をやめるとき [運営規程第9条]

- ・脱会者があるときは、脱会后 20 日以内に「共済会会員退会届兼退職給付金請求書」（様式第 6 号）に必要事項を記入のうえ、添付書類（P31 参照）を添付して、共済会へ提出してください。
- ・脱会者には退職給付金は支給されませんが、事情により脱会一時金が支給されます。脱会一時金の計算式は、下記のとおりです。

本人の掛金相当分 —— 脱会一時金として支給されます。

事業主の掛金相当分 —— 支給されません。

- 注意！
- 1 在会期間が 1 年未満の場合は、脱会一時金は支給されません。  
※退職届兼請求書の請求欄は記入せずに提出してください。
  - 2 会員期間のうち、月数は切り捨てて年単位で計算します。
  - 3 脱会一時金は、全額本人掛金相当分となりますので、課税対象とはなりません。
  - 4 脱会一時金は、退職給付金とは異なるため、税制上の退職所得に該当しません。

## \* 退職金が支給されない場合

- 1 会員が次のいずれかに該当する場合、退職給付金が給付されませんのでご注意ください。
  - (1) 会員期間が 1 年未満の場合
  - (2) 懲戒免職または禁固以上の刑に処せられたとき
  - (3) 退職給付金の請求または受領に関して虚偽または不正の事実があったとき
  - (4) 掛け金の納付を怠ったとき
- 2 脱会したとき。ただし、事情により脱会一時金が支給されます。

[運営規程第 25 条]

令和 年 月 日

一般財団法人愛知県民間社会福祉事業職員共済会理事長 様

事業主名  
(法人名)  
代表者職氏名

印

## 愛知県民間社会福祉事業職員共済会の脱会について（届出）

みだしの件について、下記職員の貴会からの脱会を承認しますので、届出します。

### 記

1 脱会日

令和 年 月 日

2 脱会理由

\*

3 脱会者

会員番号	氏名
会員番号	氏名
会員番号	氏名

4 添付書類

・承諾書

(添付書類)

### 承 諾 書

私は、愛知県民間社会福祉事業職員共済会から、令和 年 月 日付けをもって脱会することを承諾します。

事業所No.	事業所名
会員番号	氏名 印
会員番号	氏名 印
会員番号	氏名 印

---

## 12. 退職給付金の計算方法

---

- ・ 1年以上在会した会員が退会したときは、退職給付金が支給されます。
- ・ 会員期間が20年未満の場合は退職一時金を、20年以上の場合は退職一時金か退職年金、または組み合わせたものを選択し受け取ることができます。

### 【退職一時金の計算式】

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{平均標準給与月額} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{(退会時過去1年間の平均)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{乗 率} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{(→P33 参照)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{退職一時金} \\ \hline \end{array}$$

**注意！** 乗率は、退会理由（P26 参照）によって異なります。

## 退職給付金乗率表

(平成16年4月1日施行)

会員期間	退 会 理 由		
	第1号退会	第2号退会	第3号退会
1年	0.6	1.5	1.5
2年	1.2	2.0	3.0
3年	1.8	3.0	4.5
4年	2.4	4.0	6.0
5年	3.0	5.0	7.5
6年	4.5	6.0	9.0
7年	5.25	7.0	10.5
8年	6.0	8.0	12.0
9年	6.75	9.0	13.5
10年	7.5	10.0	15.0
11年	8.88	11.1	16.65
12年	9.76	12.2	18.3
13年	10.64	13.3	19.95
14年	11.52	14.4	21.6
15年	12.4	15.5	23.25
16年	13.28	16.6	24.9
17年	14.16	17.7	26.55
18年	15.04	18.8	28.2
19年	15.92	19.9	29.85
20年	21.0		34.65
21年	22.2		36.63
22年	23.4		38.61
23年	24.6		40.59
24年	25.8		42.57
25年	33.75		44.55
26年	35.25		46.53
27年	36.75		48.51
28年	38.25		50.49
29年	39.75		52.47
30年	41.25		54.45
31年	42.5		56.1
32年	43.75		57.75
33年	45.0		59.4
34年	46.25		61.05
35年	47.5		62.7
36年	48.75		62.7
37年	50.0		62.7
38年	51.25		62.7
39年	52.5		62.7
40年	53.75		62.7
41年	55.0		62.7
42年	56.25		62.7
43年	57.5		62.7
44年	58.75		62.7
45年	60.0		62.7
46年以上	60.0		62.7

## \* 退職給付金の給付額と退職所得の支払金額について

- ・ 本会の退職共済制度による「退職給付金」（本人の掛け金は除く）は、各事業所の「退職金」として「退職所得」扱いとなります。
- ・ 退職給付金の支給が決定すると、退会者に対して本会から「退職給付金裁定・支払通知書」と「退職所得の源泉徴収票特別徴収票」が送付されます。
- ・ 「退職給付金裁定・支払通知書」には、実際に支給される**支給総額<a>**が表示され、「退職所得の源泉徴収票特別徴収票」には、本人掛金分を除いた額が「**支払金額**」<b>として表示されます。

これらのことを図に示すと次のようになります。

「退職給付金裁定・支払通知書」 退職給付金の給付額( <b>支給総額</b> )<a>		
本人掛金累計額	事業主掛金累計額	運用益
(非課税)	←「退職所得の源泉徴収票特別徴収票」 <b>支払金額</b> <b> → (課税対象額)	

※源泉徴収票に記載の「支払金額」<b>は、「退職給付金裁定・支払通知書」の退職給付金の給付額（支給総額）<a>に含まれるもので、別に支給されるものではありません。

※源泉徴収票に記載の「支払金額」は、課税対象額であり、納税額ではありません。

退職給付金（脱会一時金）裁定・支払通知書【一時金】

(様式第7号)

<例示>

作成日 令和4年5月 日

1 頁

今般給付指図のありました会員について、給付金算出明細、および、一時金支払明細を下記のとおりご案内申し上げます。

〒461-0011  
名古屋市〇〇区〇〇一丁目〇番地

愛知福祉ホーム 御中

一般財団法人愛知県民間社会福祉事業職員共済会 理事長

会員番号 100087 会員氏名 愛知 太郎  
給付種類 退職一時金

生年月日 昭和40年 1月 1日

(給付金算出明細)

入会年月日	退会年月日	掛金開始年月	最終掛金年月	加入期間	休職期間	実加入期間	退会月以前12ヵ月の標準給与月額合計	月数
平成14年4月1日	令和4年3月31日	平成14年4月	令和4年3月	20年	0年0ヵ月	20年	1,800,000円	12ヵ月

平均標準給与月額	事由	給付金明細		
		給付率	一時金選択割合	一時金額
150,000円	第1号退職	21.00	100%	3,150,000円

(一時金支払明細)

送金内容		送金額	給付日	送金内容
送金額	給付日			
3,150,000円	令和4年5月25日	銀行振込 三井住友信託銀行 普通 0123***	白壁支店	

※個人情報

(0000004)

支給総額 3,150,000円	
本人掛金累計額 1,116,000円	源泉徴収票の「支払金額」 2,034,000円

退職所得の源泉徴収 **<例示>**  
年分 特別徴収票

郵便番号	住所又は居所	名古屋市〇〇区〇〇町一丁目50番	
支払を受ける者	年1月1日の住所	同上	
氏名	(役職名)	愛知 太郎	
区分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額
所得税法第201条第1項第1号並びに地方税法第50条の6第1項第1号及び第328条の6第1項第1号適用分	2,034,000	0	0
所得税法第201条第1項第2号並びに地方税法第50条の6第1項第2号及び第328条の6第1項第2号適用分			
所得税法第201条第3項並びに地方税法第50条の6第2項及び第328条の6第2項適用分			
退職所得控除額	勤続年数	就職年月日	退職年月日
800万円	20年	平成14年4月1日	令和4年3月31日
(摘要)			
支払者	住所(居所)又は所在地	名古屋市〇〇区〇〇一丁目〇番	
	氏名又は名称	愛知福祉ホーム (電話) 052-1*3-4*6*	

[取扱いについて]